

4. 事例(Ⅳ) 共生型通所介護(放課後等デイサービス)の事例

調査対象	実施日
社会福祉法人三浦市社会福祉協議会 児童発達支援事業所 HUGくみ	令和2年2月19日

(1) 共生型サービスの立ち上げの経緯

① 三浦市社会福祉協議会の事業概要

- ・三浦市社会福祉協議会(以下、社協)として、地域からの要望を受け、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、就労支援事業、通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業を実施している。
- ・社協が有する暖館(あったかん)では、1階で地域密着型通所介護・共生型放課後等デイサービス・共生型生活介護(定員18名)、地域活動支援センター(地域生活支援事業・定員17名)、2階で放課後等デイサービス・共生型通所介護(定員20名)を実施している。
- ・2018年4月に、放課後等デイサービス事業で、共生型通所介護の指定を受けた。神奈川県内では最初の指定であった。同時に、地域密着型通所介護で共生型放課後等デイサービスの指定を受け、障害福祉サービスと高齢者サービスとが、互いに乗り入れができるように指定申請を行った。
- ・障害者から高齢者への流れを作る目的で、2019年12月1日に、地域密着型通所介護(共生型放課後等デイサービス)で、共生型生活介護の指定を受けた。地域活動支援センターで共生型サービスを始めることができれば、65歳以上の利用者を共生型サービスに切り替えることができたが、地域活動支援センターはその対象外であった。

② 立ち上げのきっかけ・経緯

- ・施設の老朽化による修繕・維持管理費が一因で、社協が長年にわたって指定管理を受けてきた地域福祉センターが、2018年3月末に廃止された¹⁾。その廃止に伴い、社協は、もともと企業の保養所であった建物を購入・リノベーションし、2018年4月に、共生サービスセンター暖館として開所した。
- ・廃止された地域福祉センターでは、もともと障害児者、高齢者を対象としたリハビリに力をいれており、その売りであるリハビリを暖館にて提供する予定であった。しかしながら、今後共生型サービスが開始されることを知り、社会的にも地域共生社会が声高に言われていたことを踏まえ、移転をきっかけに、障害児者、高齢者のサービス全てがつながるような地域福祉の拠点づくりを目指した。
- ・それぞれのサービスを提供するだけでは、同じ建物内であっても、縦割りになってしまふことを危惧した。以前から社協では様々な事業を展開していたが、障害児から障害者、障害者から高齢者へと、同じ事業所内でサービスを移行することが難しかった。その一因として、職員自身が担当できる対象者を、障害児だけ、障害者だけと限定してしまう傾向が挙げられる。また、利用者

やその家族が望むサービスではなかったことも要因の一つである。地域活動支援センターの利用者が高齢化し、サービスの内容もリハビリと入浴が主であることから、18歳を超えた障害児が、高齢者が多い地域活動支援センターの利用を敬遠した。富山型のような多世代が過ごすことができる空間を作ろうと、共生型サービスの立ち上げを検討した。

- ・2018年3月5日に開催されたシンポジウム(タイトル:「新たな共生型サービスとは～背景・目的、参入のポイント」/主催:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)で、富山県の事例を聞き、社協での共生型サービスの立ち上げの必要性を実感した。もともと障害児者と高齢者を対象としたサービスを実施しており、共生型サービスも難なく実施できると確信した。

- ・認知症があっても元気な高齢者が多く、子どもが元気に過ごしている姿をみて、折り紙を教えるなど、高齢者なりの役割を果たすことができるのではないかと考え、放課後等デイサービスで共生型通所介護の指定を受けた。しかしながら、共生型通所介護の指定では、そうした元気な高齢者である総合事業対象者が利用できず、理想を実現できていない。現在三浦市と総合事業の実施を協議しており、総合事業が実施できれば、高齢者による学習支援といった子どもと高齢者の交流が生まれ、認知症予防にも役立つのではないかと構想している。現在でも、制度上、サービスを提供するフロアを明確に切り離しているが、例えば、高齢者が帰宅するときに子どもが利用を開始するが、玄関が1つで多世代の交流が生まれている。また、年中行事を共催し、子どもが高齢者の前で演目を披露するなど、交流が生まれるよう図っている。

③ 地域や既存利用者・家族のニーズの状況

- ・普段利用している事業所が居場所となり、一番過ごしやすい環境となる。しかしながら、(制度の対象者が年齢で区分されることから、)年齢によって利用する事業所を変える必要があり、今後も同じ事業所を利用したいニーズがある。三浦市社協を利用していた障害児は、現在障害者となり、横須賀市等の障害福祉サービスを利用している。また、現在社協を利用する小学生の保護者からも「できれば三浦市でサービスを使いたい」と要望されたことがある。
- ・障害児が障害者になっても利用を続けられるよう、地域活動支援センターの活動内容を工夫している。夏は農園で野菜を作ったり、工賃を出し焼き物等を作成したり、といった活動機会を障害者に提供していきたいと考えている。

④ 指定を受けるうえで自治体から受けた支援等

- ・市からの支援はなかった。
- ・前例がなく、手探り状態でありながらも、神奈川県への対応は丁寧で、指定申請はスムーズに進んだ。神奈川県庁の障害福祉担当課と高齢者福祉担当課、それぞれに相談する必要があり、部署を1つにまとめたほうがよいと感じた。
- ・成田事務局長は介護保険制度に携わった経験があり、指定申請に苦労しなかった。障害福祉サービスのみを提供する事業所であっても、職員体制を変えずに指定申請が可能であり、申請自体はそれほど難しくはないだろう。

¹⁾ タウンニュース(2018)「地域福祉センター 3月末で施設廃止へ」
(<https://www.townnews.co.jp/0502/2018/03/09/423083.html>) (2020年2月28日閲覧)

(2) 共生型サービスの利用者について

① 現在の利用者（事業所全体）

- ・地域活動支援センター（定員 17 名）では、1 日あたり 6 名の利用がある。登録者は 30 名弱で、その約半分を高齢者が占める。
- ・高齢者は、暖館 1 階の地域密着型通所介護を利用する。

② 共生型サービスの利用者

- ・現在、放課後等デイサービスの共生型通所介護の利用者はいない。
- ・放課後等デイサービスの共生型通所介護の過去の利用者は、地域福祉センターの通所介護を利用していた。共生型通所介護の利用時には、職員間で情報共有を行った。
- ・共生型サービスの立ち上げ当初、放課後等デイサービスの共生型通所介護には、1 名の利用者がいた。その利用者は、土曜日に通所介護の利用を希望したことから、放課後等デイサービスでの共生型通所介護を利用した。しかしながら、その利用者は 2 か月でサービスの利用を止めた。
- ・地域密着型通所介護・共生型放課後等デイサービスには、利用者が 3 名いる。それぞれの利用者が週に 1 回、リハビリを利用している。肢体不自由児のご家族からリハビリのニーズがあった。

③ 共生型サービスの利用が進まない理由

- ・社協では、サービス部門と総合相談部門がある。社協の総合相談窓口では、障害児者や高齢者、生活困窮者を対象としている。総合相談の窓口が共生型サービスの利用ニーズを掌握できるはずだが、共生型サービスへの関心がなかった。ケアマネジャーや相談支援専門員などの相談支援を行う職員の理解が、共生型サービスの利用を阻む障壁となっている。
- ・高齢者の支援だけでは件数が埋まらず、障害福祉制度の相談支援も実施している事業所が増えていく。高齢者だけを対象としている居宅介護支援事業所は、障害福祉分野や共生型サービスを理解できていないと感ずることがある。デイサービスやショートステイなど、決まった形の支援を想像して、高齢者自身が望む生活をしっかりアセスメントができず、計画を作成するだけのプランナーとなっているケアマネジャーが多い。ニーズを拾い、新たな資源を創り出せるケアマネジャーの必要性について、事業所内の会議で頻りに協議している。

(3) 共生型サービスの職員体制について

① 事業所全体の職員体制、共生型サービスの職員体制

- ・管理者（1 名）を除き、フロアを超えた職員の兼務はない。
- ・フリーランスの理学療法士が、週 1 回地域密着型通所介護を訪問している。2020 年 4 月から専任で理学療法士を 1 名配置する予定である。
- ・放課後等デイサービスの共生型通所介護では、常勤 4 名、非常勤 4 名体制である。
- ・偶然にも、放課後等デイサービスの管理者が以前高齢者分野の仕事に携わっており、介護福祉士の資格を有し、ケアマネジャーのことも理解していた。その他、保育士や社会福祉士などの有資格者を配置している。

② 職員体制構築の取組

- ・共生型サービスをはじめるとあって、職員の配置は変えていない。
- ・共生型サービスの立ち上げに際し、放課後等デイサービスの職員が認知症患者への対応に不安を感じていた。そのため、認知症に関する研修を施設内で実施した。
- ・地域密着型通所介護で共生型放課後等デイサービス（1 階）を立ち上げる際は、2 階の放課後等デイサービスの職員が発達障害に関する研修を実施した。
- ・社協では、介護職従事者等人材育成・研修センターを運営している。夜間に初任者研修を開講しており、職員にはなるべく受講するよう伝えている。放課後等デイサービスの職員のうち 2 名が初任者研修を修了している。また、社協の会場を貸し出し、外部講師による実務者研修のスクーリングも行っており、介護福祉士まで取得可能である。

③ 職員の意識

- ・共生型サービスの立ち上げ当初、業務量が増えることや、今まで関係がなかった利用者を見ることを理由に、職員は高齢者の受入れに不安を感じていた。しかしながら、現在は自然と自分が担当している利用者でなくても対応できている。そうした職員の姿をみて、共生型サービスを実施してよかったと思っている。

(4) 共生型サービスにおけるサービス提供について

① 共生型サービスでのサービス提供内容

- ・地域密着型通所介護と共生型生活介護で、提供するサービスの内容は変わらない。午前に入浴とリハビリを行い、午後は利用者が行いたいことを個別に実施する。
- ・障害者の日中活動の様子をみた高齢者が影響を受け、一緒に作業するところまでは至っていない。しかしながら、いずれはそうした環境を整えていきたい。

② 共生型サービスを提供することのメリット・デメリット

i) メリット・効果

- ・職員配置を変えることなく、共生型サービスを実施できる。
- ・地域密着型通所介護は土曜日休みだが、放課後等デイサービスで共生型通所介護を実施することで、土曜日に通所介護を利用したい高齢者が利用できる。
- ・地域密着型通所介護で共生型放課後等デイサービスを実施することで、障害児がリハビリを受けることが可能である。従来の放課後等デイサービスも継続的に利用でき、日ごとにサービスを使い分けることができる。
- ・放課後等デイサービスを除き、地域密着型通所介護の定員・登録数ともに空きがあり、共生型サービスで利用者が増えるとよい。共生型サービスへ参入する理由として、収益を上げる目的も含まれるだろう。
- ・共生型サービスを始めることで、今まで要望されてきた、不足しているサービスを埋めることができる（例：同じ事業所内で障害児から障害者への流れの創出など）
- ・福祉の勉強をするのであれば、高齢者や障害児者等、対象者を分けずに勉強し、どんな方にも対応できる能力を身につけることが望ましい。共生型サービスを立ち上げることで、そうしたどん

な利用者にも対応できる職員を育成することができる。

ii) 課題

- ・共生型サービス立ち上げ当初は、突然利用を開始した新たな利用者に対し、身構える職員もいた。そうした職員に対しては、7割は普段のコミュニケーションが大切で、残りの3割の個別性に対しては、研修で不安を解消すると伝えた。社協全体として、共生型サービスを始めることに対する反対意見はなかった。
- ・行政や利用者・利用者家族の共生型サービスに対する理解を得ることが難しい。社協の経営層であれば、社協の理念と合致している共生型サービスを理解できる。しかしながら、実際に利用する本人・家族、そして運用する行政にとって、制度が理解しづらい。市で共生型サービスの旗振りをするのであれば、社協の取組が生かされるが、そうした流れや行動は見られない。一方で、神奈川県は様々な方針を打ち出しており、県庁の理念を三浦市で具現化する意識で、社協は事業を展開している。
- ・障害者は意思決定できる方も多く、90歳近い高齢者や車いすに乗る高齢者と一緒にされることを敬遠する。たとえ65歳を迎えても、そうした高齢者とは違うと思う障害者がいる。
- ・共生型サービスでは、同一空間に障害児者・高齢者が過ごすこととなるが、行いたいことが競合する可能性がある。ずっと同じ空間で過ごすことで、利用者それぞれの細かなニーズにこたえることが難しくなるのではないかと危惧している。
- ・共生型サービスを実施しても、障害児から障害者、障害者から高齢者へ移行する流れを作り出せていない。
- ・特別支援学校によって、卒業後の進路まで学校で決まってしまう。障害児から障害者への流れを学校の中では作っているが、その流れが地域の福祉サービスまで届いていない。
- ・共生型サービスの報酬は減算となるが、今後、基本報酬を上げてほしい。

(5) その他 (今後の事業展開について)

- ・今後は、地域密着型通所介護 (共生型放課後等デイサービス・共生型生活介護) を充実させていきたい。また、放課後等デイサービス (共生型通所介護) では、元気な高齢者を積極的に受け入れたい。
- ・さらに、現在、小規模多機能型居宅介護を2カ所で開催しており、そのうち1カ所を看護小規模多機能型居宅介護に移行し、障害者のための短期入所事業を開始したいと考えている。事業所の近辺に、障害者の短期入所施設は1カ所のみで、特に医療的ケアが必要な障害者からのニーズが高い。しかしながら、現状、小規模多機能型居宅介護では、看護師の夜間の配置をしていない。医療型短期入所を実施するのであれば、3号研修を介護士に受講してもらいながら、ある程度医療的ケアの提供体制を整える必要がある。

令和元年度 障害者総合福祉推進事業

**共生型サービスに関する実態調査
報告書**

令和2(2020)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング